

	道3.4km、農道5.2km、農耕地28ha)
③ 事業の進捗状況	これまで実施した事業では、荒廃溪流では山脚固定と侵食防止のための溪間工、山腹崩壊地では崩壊地の拡大防止及び森林への復旧整備のために山腹工を実施している。
④ 関連事業の整備状況	特になし。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	今回、事業区域の追加を要望する箇所（上秋津区域）は、平成23年9月の台風12号の豪雨により被災を受けた箇所である。 和歌山県では、県単独事業により対策を進めてきたが、事業規模が著しく大きく、高度な技術を必要とするため、民有林直轄治山事業での事業採択を要望するものである。（和歌山県） 流域には、人家及び生活道路等の公共施設が多数あり、早急な事業の実施を要望するものである。（田辺市）
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	これまで軟弱地盤への対応として、治山ダムをコンクリートからコンクリートブロック積にするなど、現場条件に応じた工夫を行っている。 また、現地発生土を中詰材として活用した、枠式治山施設の施工を実施しているところであり、今後も現地の状況に応じ、機能性・施工性を十分検討し、コスト縮減に資する取組を行っていく。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし
森林管理局事業評価技術検討会の意見	上秋津区域については、紀伊半島各地に甚大な被害をもたらした、平成23年9月台風12号に起因する山地災害であり、事業規模等から、その復旧について国が行う民有林直轄治山事業による実施が強く求められているところ。 その必要性、有効性、効率性の観点から紀伊田辺地区の事業計画を変更して当該区域を追加実施することは妥当と認められる。
評価結果及び実施方針	（評価結果） ・必要性： 当該災害の発生源である崩壊地は非常に不安定な状況であり、溪流には多量の不安定土砂が堆積しているため、早急な対策を実施しなければ、崩壊地の拡大、土石流の再発による二次災害が発生し、集落・国道等に甚大な被害が生じることが懸念されることから事業実施の必要性が認められる。 ・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地発生材を有効に活用するなど現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法の組合せを検討するとともに、事業実施に当たっても、残存型枠の採用などコスト縮減を考慮した手法を検討しており、効率性が認められる。 ・有効性： 本事業の実施により、崩壊地の復旧及び溪流部の安定化が図られ、流域保全上重要な河川を保全するとともに集落・国道等の安全が確保されることから、その有効性が認められる。 今回、上秋津区域を追加するにあたり、上記①～⑦の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。 （実施方針） 計画を変更し事業を継続する。

様式1

便 益 集 計 表

事業名：民有林直轄治山事業
 施行箇所：紀伊田辺地区

都道府県名：和歌山県
 (単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源涵養 ^{かん} 便益	洪水防止便益	621,921	
	流域貯水便益	148,871	
	水質浄化便益	464,435	
山地保全便益	土砂流出防止便益	11,949,565	
	土砂崩壊防止便益	1,279	
総 便 益 (B)		13,186,071	
総 費 用 (C)		7,206,078	
費用便益比	$B \div C = \frac{13,186,071}{7,206,078} = 1.83$		



民有林直轄治山事業（紀伊田辺地区）全体位置図

下毛谷西側区域

上平治川区域

上秋津区域（拡充）

八升前区域

本田垣内区域

愛賀合区域

凡例

	直轄計画（治山）事業区域
	変更計画（拡充）直轄治山事業区域



S=1:150,000

